

## 白糠町地域防災計画

---

### 第 6 章

# 地震・津波災害対策計画



## 第6章 地震・津波災害対策計画

住民生活に重大な被害をもたらすおそれのある大規模な地震・津波災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、総合的かつ計画的な防災対策の推進を図り、住民等のかけがえのない生命、身体及び財産を守るための対策は、本計画の定めるところによる。

### 1 計画推進に当たっての基本となる事項

災害対策基本法（以下「基本法」という。）及び北海道防災対策基本条例の基本理念を踏まえ、次の事項を基本として推進する。

- (1) 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。
- (2) 自助（町民が自らの安全を自らで守ることをいう。）、共助（町民等が地域において互いに助け合うことをいう。）及び公助（町及び防災関係機関が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、町民等並びに町及び防災関係機関が適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。
- (3) 災害発生時には町民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、災害教訓の伝承や防災教育の推進により、防災意識の向上を図らなければならない。
- (4) 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程等における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女平等参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図らなければならない。

### 第1節 白糠町における地震・津波の想定

北海道で記録が残っている被害地震は、1611年（慶長16年）慶長三陸地震以来、約390年間に100回以上発生しており、1945年（昭和20年）以降においても、1952年（昭和27年）および1968年（昭和43年）十勝沖地震、1960年（昭和35年）チリ地震津波、1973年（昭和48年）6月根室半島南東沖地震、1982年（昭和57年）3月浦河沖地震、1983年（昭和58年）5月日本海中部地震、1993年（平成5年）1月釧路沖地震、同年7月北海道南西沖地震、1994年（平成6年）10月北海道東方沖地震、2003年（平成15年）9月十勝沖地震と大きな被害を及ぼした大地震（津波）が発生している。2018年（平成30年）北海道胆振東部地震は最大震度7を記録し、死者43名の被害と、道内で約29万戸の停電（ブラックアウト）が発生した。

なお、過去に発生した主な被害地震は「白糠町地域防災計画 資料編 ⑨ 災害記録」を参照。

## 1 津波の特性

(1) 津波には、地震の前ぶれを伴う場合と、地震の震源地が遠距離で、地震の前ぶれがない場合がある。

また、津波来襲前には、異常な潮位の変化が見られる場合もあるが、突然津波が来襲することもある。

(2) 一般的に沿岸域ほど津波の高さが急激に高くなりますが、海底の地形や沿岸の形などの影響を受け、陸上においても標高や障害物の有無により大きく変化する。

## 2 地域の概要

被害を受けると予想される区域は、「第4章 第1節 災害危険区域及び整備計画 2 高波、高潮、津波等危険区域及び整備計画 資料編 高波・高潮・津波等危険区域及び整備計画」のとおりとする。

## 3 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震・津波の想定

過去6千年間における岩手県から北海道の太平洋沿岸地域における津波堆積物の資料から、北海道の十勝支庁から根室支庁にかけての海岸領域では、12～13世紀あるいは17世紀に最大の津波が発生の痕跡があった。その間隔は約3～4百年であり、経過時間を考えると、最大クラスの津波の発生が切迫している状況にある。

北海道東部の太平洋沿岸で発生した地震による津波は、北海道東部の太平洋の海岸では大きいのに比して、東北地方の海岸、すなわち日高支庁以西の海岸への影響は小さいことから、本町において大きな津波被害をもたらす地震の領域は、襟裳岬から東の千島海溝沿いの「千島海溝（十勝・根室沖）モデル」領域で、津波断層モデルの地震の規模は、Mw 9.3である。

図1 断層のすべり量分布と地殻変動量

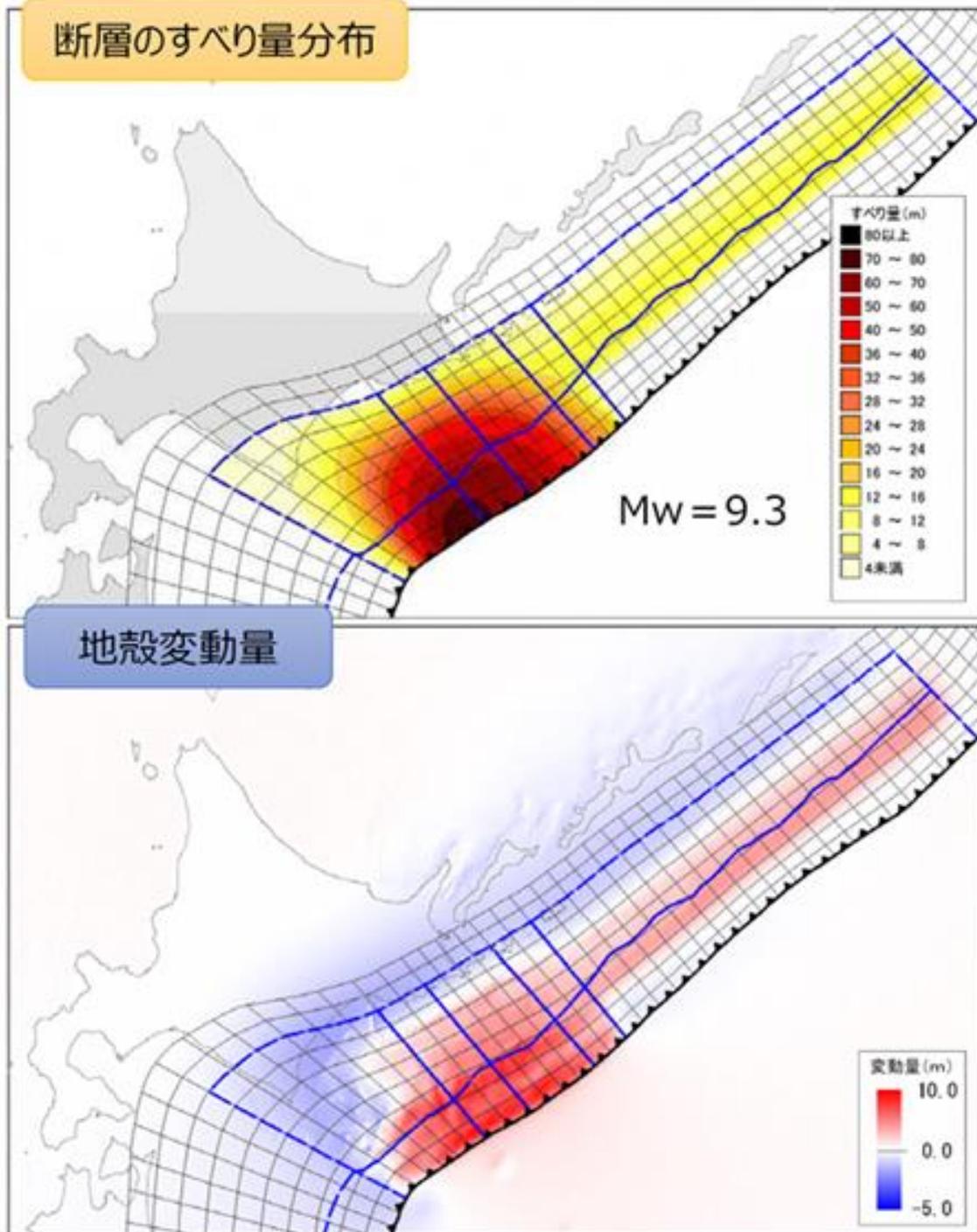
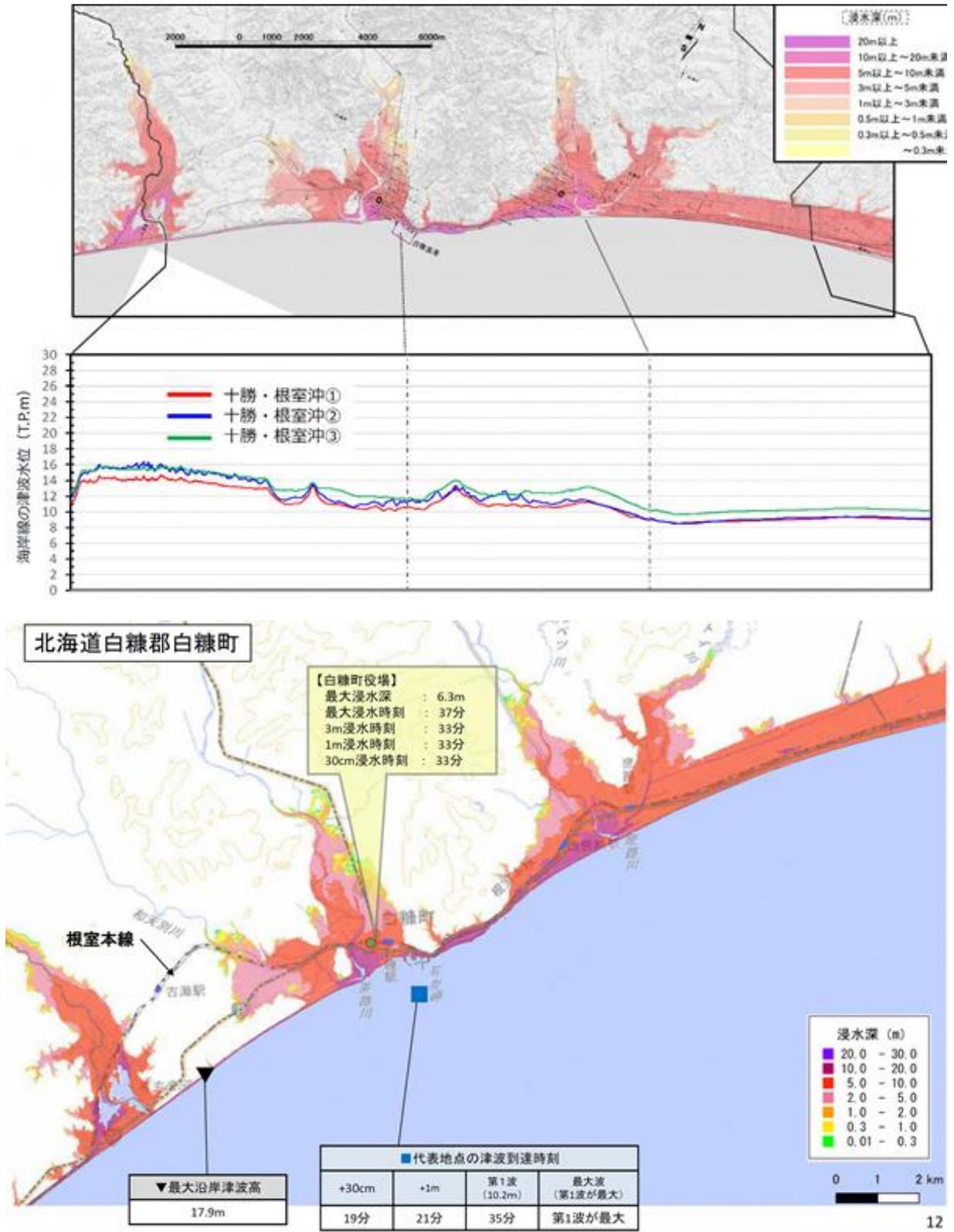




図3 白糠町の津波高並びに浸水深



## 第2節 地震・津波災害予防計画

## 1 基本的な考え方

津波災害対策の検討にあたっては、

- (1) 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
- (2) 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波の二つのレベルの津波を想定することを基本とする。

最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、そのための住民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラなどの活用、土地のかさ上げ、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保などの警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた公共施設の移転・整備や土地利用・建築規制などを組み合わせるとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減など、地域の状況に応じた総合的な対策を講じるものとする。

また、比較的頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進めるものとする。

## 2 地震・津波による被害想定

「日本海溝・千島海溝沿い巨大地震」が発生した場合、巨大な津波による膨大な数の死者の発生、建物被害、ライフライン・インフラ被害などの甚大な被害、広域にわたる被害が想定され、加えて冬季に地震が発生した場合、積雪寒冷地特有の課題が生じ、広大な平地を擁する北海道の地理的課題があり、適切な地震・津波対策が必要となる。

防災対策の基礎とする国及び北海道が公表した被害が最大となる想定は以下のとおり。

- (1) 建物被害(全壊棟数) 単位：(棟)

	夏・昼	冬・夕	冬・深夜
揺れ	1 7 0	3 2 0	3 2 0
液状化	1 9 0	1 9 0	1 9 0
津波	3, 8 0 0	3, 7 0 0	3, 7 0 0
急傾斜地崩壊	—	—	—
計	4, 2 0 0	4, 2 0 0	4, 2 0 0

- (2) 人的被害(死者数) 単位：(人)

	夏・昼	冬・夕	冬・深夜
建物倒壊	—	1	1 0
津波 [早期避難率高+呼びかけ]	1, 9 0 0	3, 6 0 0	4, 1 0 0
津波 [早期避難率低]	3, 4 0 0	4, 6 0 0	5, 0 0 0
急傾斜地崩壊	—	—	—

\*早期避難率高+呼びかけ (すぐに避難する割合が70%、津波避難ビルを考慮した場合)

\*早期避難率低 (すぐに避難する割合が20%、津波避難ビルを考慮しない場合)

## 第6章 地震・津波災害対策計画

### (3) 負傷者数 単位：(人)

	夏・昼	冬・夕	冬・深夜
避難意識高+呼びかけ	90	120	310
避難意識低	100	130	400

### (4) 低体温症要対処者数 単位：(人)

	夏・昼	冬・夕	冬・深夜
低体温症要対処者			570

### (5) 避難者数 単位：(人)

	夏・昼	冬・夕	冬・深夜
避難者		1,000	

\*浸水域内人口から死者と重傷者を除いた者を避難者として推計。なお、浸水域内全員が避難(内閣府公表ベース)については、別途推計する。

\*数値は「5以上1,000未満」は一の位を四捨五入、「1,000以上10,000未満」は十の位を四捨五入、「10,000以上」は百の位を四捨五入。「—」はわずかな被害(5未満)

#### <参考>

最大津波高等 (太平洋沿岸津波浸水想定)			浸水域内における 時間帯別人口		
最大津波高	津波到達 時間等	浸水面積	昼	夕	深夜
m	分	m <sup>2</sup>	人	人	人
16.5	7~19	3,030	5,709	5,619	5,786

### 3 防災訓練計画

町は、大規模な地震・津波に対する円滑な災害応急対策が行えるよう、関係機関と共同で行うなど防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及、啓発、防災意識の向上を図ることを目的とした防災訓練を実施する。実施に当たっては、「第4章 第8節防災訓練計画」によるが、特に沿岸住民との連携による、大津波を想定した避難訓練を重点的に実施するものとする。

### 4 津波災害予防計画

津波を防御することは、きわめて困難なことであるが、この予防策として過去の被害状況や道が調査研究し公表した「津波浸水予想図」などを参考にして、町は、防潮堤の改良促進、樋門等の迅速な閉鎖、津波一時避難場所、避難所及び避難経路を整備拡充するとともに、避難所表示板、船舶への避難海域や、白糠町防災行政無線(同報系・移動系)、全国瞬時警報システム

(J-ALERT)など住民等への情報伝達手段の確保を図るとともに、住民及び船舶が安全かつ迅速な避難行動が取れるよう津波避難計画や津波ハザードマップの作成周知徹底に努めるほか、地震・津波防止上必要な教育及び広報を継続的に推進するものとする。

### 5 火災予防計画

地震に起因して発生する多発火災及び大規模火災の拡大を防止するため、地震等における出火の未然防止、初期消火の徹底など火災予防のための指導の徹底及び消防力の整備に関する計画は、「第4章 第6節 消防計画」に定めるところによるほか、下記により万全なる活動を行うものとする。

#### (1) 震災予防対策

ア 地震発生時における火災発生の未然防止のため、各種火災予防行事、広報活動を通じて、防火思想の高揚に努める。

イ 火気用設備・器具からの出火防止を周知徹底する。

ウ 住民等による自主防災組織の初期消火、避難等の初期体制を確立する。

火災の拡大防止を図るため、火災予防行事等を通じて、消火器具の使用方法、消火技術を指導する。

また、町内会、事業所、学校施設等による防災訓練、防火訓練の実施を推進する。

#### エ プロパンガスの安全対策

関係機関との連携により、実態把握、配管の耐震化、転倒防止装置、安全装置の普及、指導強化に努める。

#### オ 危険物の安全対策

燃料、薬品等の配置、保管などの実態把握に努め、これらの施設等からの出火防止について指導を強化する。

### 6 建築物等災害予防計画

地震災害から建築物等を防御するための計画は、次のとおりとする。

#### (1) 木造建築物の防火対策の推進

町内の住宅が木造建築物を主体に構成されている現状に鑑み、これらの木造建築物について、延焼のおそれがある外壁等の不燃化及び耐震化の促進を図るものとする。

#### (2) 既存建築物の耐震化の推進

現行の建築基準法に規定されている耐震性能を有さない既存建築物の耐震改修を促進するため、住民にとって理解しやすく身近に感じられる地震防災マップ普及やパンフレット等を活用して耐震改修の必要性について普及啓発を図るほか、建築関係団体と連携して、住民の問い合わせに応じられる体制を整備する。

また、町は、「改正建築物の耐震改修の促進に関する法律」及び「白糠町耐震改修促進計画」に基づき、指導、助言を行う。

#### (3) 震災建築物の安全対策

町は、地震により被災した建築物の余震等による倒壊などから住民の安全を確保するため、北海道震災建築物応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するための体制を整備する。

### (4) がけ地に近接する建築物の防災対策

滑動崩落のおそれ大きいことから、大規模盛土造成地の位置や規模を示したマップ及び液化被害の危険性を示したハザードマップを作製公表することにより、宅地の安全性の把握及び耐震化を推進する。

(5) 地震によるブロック塀等の倒壊を防止するため、既存ブロック塀等については、建築パトロールなどを通じて、点検・補強の指導を行うとともに、新規に施工・設置する場合には、施工・設置基準を厳守させるなど、安全性の確保について指導する。

## 7 物資等の調達・確保及び防災資機材の整備

地震・津波災害時における食糧、飲料水等の調達、確保については、「第5章 第5節 食糧供給計画」「第4章 第11節 物資等の調達・確保及び資機材の整備」に定めるところによる。

## 8 避難行動要支援者の安全対策計画

地震・津波災害発生時には、高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児、外国人等が被害を受ける場合が多いことから、町及び関係機関は、避難行動要支援者を安全に保護するため、地域住民、ボランティア等の協力を得ながら、平常時から緊急連絡体制、避難誘導體制等の防災体制の整備に努める。

対策の実施にあたっては、「第4章 第9節 避難行動要支援者対策計画」に定めるところによる。

## 9 地震・津波に関する防災知識の普及、啓発

地震・津波災害を予防し、又はその拡大を防止するため、防災関係職員に対して地震・津波防災に関する教育、訓練、研修を行うとともに、一般住民に対して地震・津波に係る防災知識の普及、啓発を図り、防災活動の的確、円滑な実施に努める。

特に、児童・生徒等に対する防災教育を積極的に推進するため、各学校において地震・津波の現象、緊急地震速報を含めた災害予防等の知識向上及び防災の実践活動（地震時における避難、保護の措置等）の習得を図る。

また、防災知識の普及、啓発にあたっては、避難行動要支援者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が確立されるよう努めるものとする。

## 10 自主防災組織等の育成及び活用計画

町長は、防災思想の普及とともに、自主防災組織等の設立を積極的に働きかけ、その組織強化及び育成指導を図るものとする。

また、災害時において災害応急対策等を円滑かつ迅速に実施するため、町長が災害の状況により必要と認めた場合は、住民組織等に対し、災害対策活動の応援協力を要請する。

なお、自主防災組織の普及については、女性の参画に配慮するとともに、女性リーダーの育成に努めるものとする。

## 11 業務継続計画の策定

- (1) 町は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、後続すべき重要なものは一定のレベル確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時においても町の各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務継続計画を策定するよう努めるとともに策定した計画の持続的改善に努めるものとする。

また、商会は中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、町と連携して事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

- (2) 事業者

事業者は、事業の継続など災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時及び非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務(事業)継続計画を策定・運用するよう努めるものとする。

- (3) 庁舎等の災害対策本部機能等の確保

町は、災害対策の拠点となる庁舎について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。

また、その機能を確保するための情報通信設備や自家発電装置など主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図るとともに、物資の供給が困難な場合を想定し、十分な期間に対応する食糧、飲料水、暖房及び発電用燃料などの適切な備蓄、調達、輸送体制の整備を図るものとする。

## 1 組織及び活動

### (1) 災害対策本部の設置

本町を含む地域において、想定する規模の地震・津波が発生した場合、あるいは次に定める状況が発生し、又は発生するおそれがある場合、「第2章 第2節 災害対策本部」の定めるところにより、本庁舎内に災害対策本部を設置する。

ア 災害時、その対策を要するとき。

イ 本町を含む地域で震度5弱以上の地震が発生したとき。

ウ 本町を含む沿岸に津波警報、大津波警報が発表されたとき。

### (2) 非常招集配備体制

本部長（町長）、地域防災課長等は、被害の防除及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ的確な推進を図るため、「第2章 第2節 非常配備に関する基準及び職員の自主参集基準別紙1」に基づき、体制をとるものとする。

休日、夜間等の勤務時間外においてこれらの非常事態が発生した場合は、職員は公共放送等の災害情報の聴取に努め、非常連絡を待つことなく速やかに登庁し、それぞれの部署に着くものとする。

### (3) 活動

各部員は、「第2章 第2節 災害対策本部」の定めるところにより、それぞれの活動を開始する。

ア 津波の発生のおそれがある場合は、本部長（町長）の判断で海岸地区住民に対し指示を発令し、あらゆる手段（白糠町防災行政無線（同報系・移動系）、広報車、テレビ、ラジオ他）を用いて、地域住民及び船舶に伝達する。

なお、北海道沿岸東部に津波警報が発表されたときには、速やかに海岸地区住民に対し、避難指示を発令する。

また、大津波警報が発表された時には、速やかに海岸地区住民に対し、避難指示を発令する。

海面監視については、経済班は対策本部の指示により所定の区域を巡視し、監視警備を厳重に行い異常を発見したときは、直ちに対策本部に報告するものとするが、危険を感じたり、その他消火、救急業務で人員を配置できない場合は、実施しないこともできる。

イ 各部員は、被害状況の調査、人命の安全確認及び確保を、重点的に行い、状況に応じ応急活動に当たるものとする。

ウ 消防機関にあつては、地震による二次災害の防止、津波避難誘導他、「第4章 第6節 消防計画」に基づき、地震後、津波後の火災発生、拡大防止を図るものとする。

## 2 地震・津波情報の伝達計画

### (1) 地震・津波に関する情報

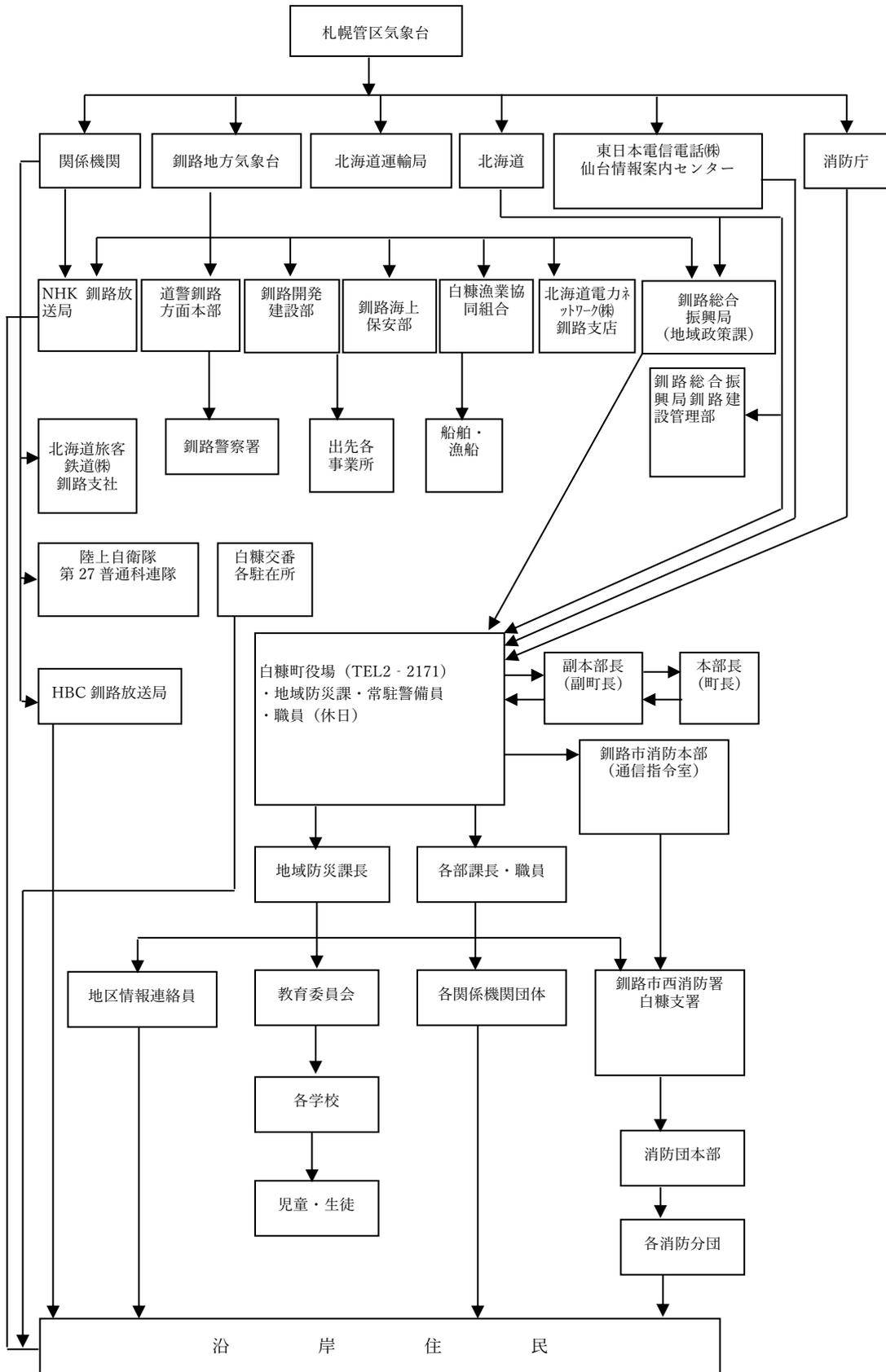
津波警報等が発令された場合又は津波のおそれがある場合は、「別表1」により、沿岸住民に対し町広報車、白糠町防災行政無線(同報系・移動系)等により伝達、周知を行うものとする。

その後、状況に応じて、職員参集後、防災上必要に応じて、震度情報、災害情報、道路情報等をあらゆる手段を講じて町内に情報伝達する。

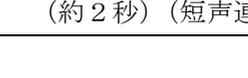
また、町は迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努めることとし、全国瞬時警報システム(J-ALERT)などで受信した緊急地震速報を町防災行政無線等により住民等へ伝達に努めるものとする。

別表1

津波予報（警報・注意報）伝達系統図



(2) 津波予警報の標識

標識の種類	標 識	
	打 鐘 信 号	サイレン信号
津波警報標識	(2点) 	(約5秒)  (約6秒) 
大津波警報標識	(連点) 	(約3秒)  (約2秒) (短声連点) 

注：打鐘又は、吹鳴の反復は、適宜とする。

3 災害情報等の収集・伝達計画

(1) 被害状況調査、情報収集活動

地震・津波の発生に伴う災害初期の混乱を防止し、迅速かつ的確な応急活動を実施するため、直ちに被害状況の調査及び情報収集を行う。

ア 地震情報、津波情報の収集

企画総務対策部は、気象官署が発表する地震情報及び津波情報の受理並びに公共放送の災害情報聴取に努める。

イ 被害状況の調査

企画総務対策部は、全町的な被害状況を速やかに把握するため、各施設等を所管する機関より被害状況、応急活動内容を聴取するものとする。

また、各部班は、直ちに被害状況の調査収集を行い、状況により応急対策にあたるものとする。

特に緊急に把握すべき事項は、次のとおりである。

- (ア) 人命の危険性
- (イ) 人的被害の状況
- (ウ) 道路、河川及び橋りょうの被害状況
- (エ) 火災発生状況及び延焼並びに拡大の危険性の有無
- (オ) 危険物施設被害の状況

また、写真班を編成し、全町的な被害状況写真の撮影を行い、記録保存するものとする。

ウ 災害対策本部で把握した被害状況は、「第3章 第3節 災害情報等の報告、収集及び伝達計画」に基づき、速やかに知事（釧路総合振興局）に報告するものとする。

(2) 通信連絡体制

通信連絡の方法は、「第3章 災害情報通信計画」に定めるところにより実施するほか、下記によるものとする。

ア 白糠町防災行政無線(同報系・移動系)を火災延焼等から守り、広報通信手段の確保を図る。

イ 各関係機関の所有する移動無線、携帯無線、アマチュア無線等を動員して、有効適切な通信連絡体制を確保する。

ウ 全通信機関が使用できないときは、ヘリコプター、車両等の機動力を動員し、連絡体制の確保を図る。

ヘリコプターの派遣は、知事(危機対策局危機対策課)に要請を依頼するものとする。

エ 北海道総合通信局、NTT、アマチュア無線団体等関係機関へ、非常通信の取扱を要請する。

オ 必要に応じ、関係放送局に、災害に関する通知、要請等の放送を依頼する。

#### 4 災害広報計画

被害地域の混乱防止、人心の安定を図るため、一般住民に対し、迅速かつ適切に、地震、津波情報、災害情報、復旧対策情報などの広報活動を実施する。

(1) 白糠町防災行政無線(同報系・移動系)、広報車、公用車両等の諸設備は、突発時においても直ちに使用できるよう平常時から、定期的点検、給油等の整備点検を行い、万全を期するものとする。

さらに、あらゆる広報媒体(ラジオ、テレビ、新聞、広報車両、郵便局、インターネット、白糠町防災行政無線(同報系・移動系)等)を充実・強化するほか、防災情報システムのメールサービスを利用して、迅速かつ適切な広報を行うものとし、誤報等による混乱の防止に万全を期するものとする。

また、避難行動要支援者への伝達に十分配慮する。

(2) 広報内容

ア 地震又は津波発生直後の広報

(ア) 地震に関する情報

(イ) 災害に関する情報

a 火災、水道又は下水道被害状況(発生箇所、避難指示、断水等使用不可能地域等)

b 通信状況(通話規制の状況、通話可能な区域及び開通見込み情報)

c 道路交通状況(交通機関運行状況、道路交通規制状況、不通箇所及び復旧見込み状況)

d 電力等の生活関連施設の被害状況、復旧見込み状況

(ウ) 救急医療体制に関する事項

a 災害救急病院、救護所等開設の状況

(エ) 住民及び船舶避難に関する事項

a 避難の必要性

b 避難場所及び避難海域の周知等、避難に関する事項(避難所の位置、名称、経路等の指示)

(オ) 地震に関する注意事項

- a 火気、ガス等の点検及び電気の使用について
- b 緊急通報先及び手段について
- c 住民の心得、人心の安定及び社会秩序保持のために必要な事項

(カ) 町ほか関係機関の活動体制及び活動状況

イ その他の広報事項

(ア) 災害に関する情報（経過及び状況）

(イ) 復旧活動の状況

(ウ) 避難場所及び避難海域の周知等、避難に関する事項（避難所の位置、名称、経路等）

(エ) 応急物資の支給、配給等に関する事項

- a 給食、給水等の実施状況（供給日時、場所、量、対象者）
- b 衣料及び日常生活必需品等の供給状況（供給日時、場所、量、対象者）
- c 仮設トイレの設置状況、簡易トイレの供給状況（設置日時、設置数、供給日時、対象者等）

(オ) 住民の心得、人心の安定及び社会秩序保持のために必要な事項

ウ 広報の方法

消防団緊急伝達システム、広報車、テレビ、ラジオ等必要と思われる各種媒体を利用して、広く満遍なく伝わるよう、迅速かつ適切な広報を行うものとする。

エ 広聴活動

本部長（町長）（担当：企画総務対策部）は、災害の状況がおおむね判明し、被災者の不安又は要望に対応する必要があると認められる場合は、広聴体制を確立、確保し、防災機関及び他の部署の協力、連携により広聴活動を実施する。

(ア) 被災者相談窓口の設置

被災者のための相談窓口を設置し、災害復旧対策に係る（他機関に係る関係事項を含む）相談にあたる。

この場合、必要な関係部署又は関係機関の職員の相談窓口への派遣を要請するものとする。

なお、窓口に向いてこられない方への配慮を講じ、場合によっては、関係者の相談を必要と思われるものところまで向いて相談に応じる体制も作る。

(イ) 要望等の処理

相談窓口において聴取した要望、相談については、関係部署又は関係機関へ連絡し調整のうえ、適切な処理に努める。

## 5 避難・救出計画

地震・津波の発生により、多数の住民が全壊（焼）、半壊（焼）等により住居を失い、火災が発生、拡大延焼し、又は津波による危険が切迫している状況にある住民及び、船舶を適切かつ円滑に避難させることを目的とする。

### (1) 避難指示

ア 地震又は津波に伴う災害で、地域的に住民及び船舶に危険が切迫していると認めた場合、危険予想地域の住民及び滞在者の生命及び身体を保護するため、速やかなる立ち退きを指示する。

イ 津波警報が発表された場合、又は津波警報等の情報が入手できない場合であって、津波発生の可能性があるると判断される地震を覚知したときは、対策本部は直ちに海岸地区住民及び滞在者、船舶に対し避難指示を行うものとする。

ウ 避難指示は本部長（町長）が行うものとするが、津波警報が発表された場合は、海岸地区住民及び滞在者、船舶への津波被害のおそれがあると予想されることから、平常時から町長の命により、企画総務対策部の担当者は、本部長（町長）と連絡がつかない場合は副本部長（副町長）に連絡をとり、その指示の基に直ちに避難指示発令したことを住民周知、広報することとし大津波警報の場合は、直ちに避難指示が発令されたことを住民周知、広報するものとする。

なお、夜間休日等で、町職員が対策本部への参集に時間がかかっている場合等で、住民周知、広報が遅れていると判断した場合、釧路市西消防署白糠支署は、津波警報、大津波警報が発表されたことを覚知した場合、直ちに避難指示が発令されたことを白糠町防災行政無線（同報系・移動系）で住民周知、広報するものとする。

また、現に危険が切迫し、緊急を要する場合においては、「第5章 第4節 避難救出計画」に示す避難実施責任者が立ち退きを指示することができる。

### (2) 高齢者等避難の推進

地震により火災等が発生し、被害が拡大するおそれがある地域については、住民に対し事前に避難の準備、避難場所及び海域、避難の方法等を周知徹底する。

なお、避難行動要支援者に対して避難が必要と判断される時は、保健福祉対策部（保健福祉部長）が、地域住民、福祉関係者、ボランティア等の協力を得、事前避難を速やかに開始するものとする。

### (3) 避難誘導等

ア 避難先は、原則として町が各地区ごとに指定した津波指定避難場所とするほか、津波災害から身を守ることができると思われる最寄りの高台、2階建て以上の堅牢な建物へ避難する。

なお、避難の方法は、基本的に、車両での避難は、道路の破損、建物の倒壊、渋滞などのおそれがあり、また、緊急車両の妨げとなる場合もあることから、原則徒歩で避難することとする。

イ 避難誘導は、町職員、釧路市西消防署白糠支署職員、消防団員、警察官及び海上保安官がこれにあたる。

また、避難誘導に充たる者の危険を回避するため、津波到達時間などを考慮した避難誘導に係る行動ルールを定めるものとする。

ウ 避難立ち退きの誘導については、高齢者、乳幼児、障がい者、傷病者等の避難行動要支援者を先に行い、避難誘導をする者は、適宜適切な指導に努める。

エ 高齢者等避難、避難指示を発令した場合、又は住民が避難を開始した場合は必要に応じて、速やかに職員を配置し、避難者の受入、収容体制を確保する。

オ 避難立ち退きにあたっては、避難者は自己の責任で避難することを原則とする。

ただし、避難者が自力で立ち退き不可能な場合においては、車両等を利用し避難のための支援、移送を行う。

#### (4) 救出対策

ア 救出、救助活動は、原則として釧路市西消防署白糠支署職員、消防団員を主体として実施するが、地震発生時においては、火災等の同時多発が予想され、消防機関を主体とした救助が困難になることが予想されるため、その場合、可能な限り町職員並びに住民等による自主的な救助活動を行うものとする。

イ 震災により緊急に救出救助を要する住民があることを察知した場合は、火災の発生状況等を勘案し、消防機関に救助活動を依頼するとともに、関係機関等（警察官並びに海上保安官及び自衛隊）に協力を要請し、救出救助を実施する。

## 6 地震火災等対策計画

地震における被害が大規模となるのは、市街地における火災の多発及びこれに基づく延焼等によるものであることから、この火災発生、拡大を最小限に食い止めることが重要である。

消防活動は、「第4章 第6節 消防計画」に定めるところによるほか、下記により万全なる活動を行うものとする。

### (1) 震災警防対策

#### ア 非常参集

非番職員は、非常招集の命を受けたときは、特に参集場所を指定されたときを除き、それぞれ所属場所に参集し、業務の指示を受けるものとする。

その参集途上において、火災又は人身事故に遭遇したときは、その事故等の状況により、消火、救助等の活動が可能か自己判断し、適切な処置をとること。

#### イ 消防通信連絡体制

情報の収集及び伝達を迅速確実に行うため、釧路市消防本部と諸隊間及び関係機関との間の通信は、有線通信を最大限活用するとともに、有線通信が途絶又は輻輳したときは、無線通信の活用又は車両、人力等の伝令により速やかなる連絡体制を確保する。

#### ウ 消防部隊の体制

消防部隊は、釧路市警防規程に基づき出動する。

エ 火災防御対策

(ア) 初動時の措置

- a 庁舎の倒壊又はシャッター操作不能のおそれがある場合は、直ちに消防車両、救急車両の屋外への移動を行う。
- b 庁舎内の火気、ガス、電気及び危険物施設等の点検を行い、庁舎の保安に努める。
- c 庁内の火災発見にあたるるとともに、状況に応じて管轄区域内の警戒を実施し、災害状況の情報収集にあたる。
- d 大きな災害が予想される場合、対策本部、警察等から主要道路、橋りょう等の被害状況を速やかに収集し、出動経路の確認及び確保を行う。

(イ) 火災防御活動

- a 延焼火災が発生し、拡大した場合は、人命の安全を最優先とし、避難場所及び避難経路確保の防御を行う。
- b 同時に複数の延焼火災が発生した場合、重要かつ危険度の高い地域を優先し、消火活動にあたる。
- c 大規模建築物で、多数の消防部隊を必要とする火災の場合は、他の延焼火災が鎮火した後、消防部隊を集中して消火活動を行う。
- d 大量危険物貯蔵施設等で火災が発生した場合は、隣接する建物密集地域への延焼防止を優先する。

(ウ) 被災者の救急対策

災害のため、生命身体が危険な状態にある者に対し、関係機関と緊密な連携のもと、迅速かつ的確な救助救急活動を行い、その万全を図る。

- a 規模が同じ程度の救助救急を必要とした事例が発生した場合は、火災現場及びその付近を優先する。
- b 同時に多くの救急を必要とする事象が発生した場合は、要救助者が多数の現場を優先する。
- c 応急処置は、重傷病者を優先して行い、軽傷者は出来る限り自主的な処置を行わせる。又は近くの健常者に救護を依頼する。
- d 火災が少なく、救助救急を必要とする事象が多い場合は、早急に消防隊をもって応急救助隊を編成し、救助救急活動体制の強化を図る。
- e 負傷者が多数発生した場合は、関係機関（医療班、福祉班、医師会）と連携の上、応急護所を開設し、医師、看護師等の要請、負傷者に対する救急資材の交付等により応急措置にあたる。

(イ) 関係機関への要請等

- a 負傷者が多数発生し、消防機関だけでは対応が困難と認められる場合は、対策本部を通じ、道、自衛隊等の機関に協力要請を行い、対応を図る。
- b 多数の負傷者が発生し、医療機関に収容することが不可能の場合は、対策本部を通じ、仮収容所を確保する。

c 負傷者の応急措置に必要とする救急資機材に不足が生じたときは、対策本部を通じ、資機材の確保を図る。

### (2) 危険物（石油類及び薬品）

ア 本部長（町長）は、被害が広範囲にわたり、引火、爆発又はそのおそれがあると判断した場合は、施設関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、立入禁止区域の設定をするともに、区域内住民に対し避難立退きの指示を行う。

イ 火災防御は、町の消防機関がその消防力を有機的に運用して実施し、特に火災の状況、規模並びに危険物の種類により、消火用薬剤の収集、化学車両等の派遣要請を行う。

ウ 流出、転倒及び浮上したタンク等に対しては使用の禁止を命じ、危険物の排除作業を実施させる。

エ 漏油した場所その他危険区域はロープ等で区画し、係員を配置し、安全を確保する。

## 7 津波災害応急対策計画

津波予警報が発表され、又は津波発生のおそれがある場合の警戒及び津波が発生した場合の応急対策は、次のとおりとする。

### (1) 津波警戒体制の確立

ア 気象庁の発表する津波注意報によるほか、強い地震（震度4以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりと揺れる地震を感じたときには、津波の来襲に備え、警戒体制をとり、海岸線等で作業している者、釣り客等に対し、海岸等からの待避、テレビ、ラジオの聴取等警戒体制をとれるよう住民周知するとともに、安全な場所からの海面監視等警戒にあたる。

その際、対象者に漏れなく、避難行動要支援者にも配慮した分かりやすい情報伝達に努めるものとする。

### (2) 住民等の避難、安全確保

津波警報が発表された場合、若しくは、海面の異常などで津波の発生が予想された場合、本部長（町長）は直ちに住民等への避難の指示を行う。

### (3) 船舶の避難

ア 本部長（町長）は、釧路海上保安部、白糠漁業協同組合と連絡協議の上、港内あるいは沿岸で操業、航行中の船舶に対し、避難の指示を行う。

イ 船舶が避難指示を受けた場合は、人命の安全を最優先に、水深100m以上の海域に避難するか、又は船舶の流出防止措置を講ずるなどの、二次災害の防止に努めるものとする。

## 8 交通応急対策計画

地震・津波発生に伴う、道路及び船舶交通の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するための道路交通等の確保は、次のとおりとする。

(1) 交通応急対策の実施

ア 道路、橋りょう等の被害状況及び危険箇所を速やかに把握し、関係機関に連絡するとともに地域住民等へ周知、広報し、道路の通行に支障を及ぼす障害物を除去し、交通の確保に努める。

イ 消防吏員は、警察官がその場にはいない場合に限り、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置を命ずることができる。

ウ 消防吏員は、イによる措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとるため止むを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

(2) 交通規制の実施

ア 道路管理者及び釧路警察署長は次の方法により交通規制を実施するものとする。

(ア) 交通規制を実施するときは道路標識等を設置する。

(イ) 緊急を要し道路標識等を設置する暇がないとき、又は道路標識等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官等によりこれを行う。

(ウ) 関係機関との連携

道路管理者及び北海道公安委員会が交通規制により通行の禁止制限を行った場合には、関係機関に連絡するとともに、あらゆる広報媒体を通じて広報の徹底を図る。

(3) 海上における交通規制

釧路海上保安部長及び漁港管理者は、相互に緊密な連携を図り、関係機関の協力を得て、海上交通の安全を確保するために必要な船舶交通の制限等の措置を講ずる。

**9 避難所運営**

避難所運営は、「第5章 第4節 避難救出計画」に定めるところによる。

**10 輸送計画**

輸送計画は、「第5章 第14節 輸送計画」に定めるところによる。

**11 食糧供給計画**

食糧供給計画は、「第5章 第5節 食糧供給計画」に定めるところによる。

**12 給水計画**

給水計画は、「第5章 第7節 給水計画」に定めるところによる。

### 13 衣料・生活必需品供給計画

衣料・生活必需品供給計画は、「第5章 第6節 衣料、生活必需品等物資供給計画」に定めるところによる。

### 14 生活関連施設対策計画

地震の発生に伴い、生活に密着した施設（上水道、下水道、電気施設等）が被災し、水、電気等の供給が停止した場合は、生活の維持に重大な支障を生じるため、これらの施設の応急復旧に関する計画を定めるものとする。

#### (1) 上下水道施設対策計画

上下水道施設対策計画は、「第5章 第8節 下水道施設応急普及計画」に定めるところによる。

#### (2) 電気施設対策計画

##### ア 応急措置

電気事業者は、地震・津波災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めるほか、地震・津波の発生に際してこの計画に基づき、直ちに被害状況（停電の状況）の調査、施設の点検をし、早急に停電の解消に努める。

イ 電気事業者は、地震・津波により電力施設に被害があった場合は、感電事故、漏電による出火の防止及び電力施設の被害状況（停電の状況）、復旧見込み等について、テレビ、ラジオ等の報道機関や広報車を通じて広報し、住民の不安解消や事故防止に努める。

### 15 医療救護計画

医療救護計画は、「第5章 第9節 医療及び助産計画」に定めるところによる。

### 16 防疫計画

防疫計画は、「第5章 第10節 防疫計画」に定めるところによる。

### 17 廃棄物処理計画

廃棄物処理計画は、「第5章 第11節 清掃計画」に定めるところによる。

### 18 文教対策計画

文教対策計画は、「第5章 第16節 文教対策計画」に定めるところによる。

### 19 住宅対策計画

住宅対策計画は、「第5章 第17節 住宅対策計画」に定めるところによる。

## 20 被災建築物安全対策計画

被災建築物の余震等による倒壊及び部材の落下等から生ずるによる二次災害を防止するため、地震により被災した建築物等の当面の使用の可否を判定し、所有者、使用者等に知らせる応急危険度判定の実施は、次のとおりとする。

### (1) 応急危険度判定実施本部の設置

ア 町は、町の区域で応急危険度判定を実施するにあたり、対策本部の中に応急危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。

イ 実施本部は、判定実施計画を作成し、必要に応じて道の応急危険度判定支援本部へ応急危険度判定士の派遣等の支援要請を行う。

ウ 実施本部は、判定士、資機材等を確保し、応急危険度判定活動を実施する。

### (2) 活動体制

本部長(町長)は、「北海道震災建築物応急危険度判定要領」に基づき、建築関係団体等の協力を得て、応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定活動を行う。

### (3) 基本的事項

#### ア 判定対象建築物

原則として、全ての被災建築物を対象とするが、被害の状況により限定することができる。

#### イ 判定開始時期、調査方法

地震発生後、できる限り早い時期に、主として目視により、被災建築物の危険性について、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の構造種別ごとに調査表により行う。

#### ウ 判定の内容、判定結果の表示

被災建築物の構造躯体等の危険性を調査し、「危険」、「要注意」、「調査済」3段階で判定を行い、3色の判定ステッカー（赤「危険」、黄色「要注意」、緑「調査済」）に対処方法等の所要事項を記入し、当該建築物の出入り口等の見やすい場所に貼付する。

なお、3段階の判定の内容については、次のとおりである。

危険：建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りができない。

要注意：建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。

調査済：建築物の損傷が少ない場合である。

### (4) 石綿飛散防災対策

被災建築物からの石綿の飛散による二次被害を防止するため、町は国・道と連携し、関係法令や「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」（環境省等）に基づき、建築物等の露出・飛散状況の把握、建築物等の所有者等に対する応急措置の指導・助言、解体等工事に係る事業者への指導を実施する。

## 21 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理並びに埋火葬計画

行方不明者の捜索及び遺体の収容処理並びに埋火葬計画は、「第5章 第12節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理並びに埋火葬計画」に定めるところによる。

**22 広域応援計画**

広域応援計画は、「第5章 第25節 広域応援計画」に定めるところによる。

**23 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画**

自衛隊派遣要請及び派遣活動計画は、「第5章 第21節 自衛隊派遣要請計画」に定めるところによる。

**24 防災ボランティアとの連携計画**

ボランティアとの連携計画は、「第5章 第22節 ボランティアとの連携計画」に定めるところによる。

**25 救助法の適用と実施**

救助法の適用と実施については、「第5章 第26節 救助法の適用と実施」に定めるところによる。

**26 石油類燃料供給計画**

石油類燃料供給計画は、「第5章 第28節 石油類燃料供給計画」に定めることによる。

**27 障害物除去計画**

障害物除去計画は、「第5章 第13節 障害物除去計画」に定めるところによる。

第4節 災害復旧計画

地震・津波災害にかかる、災害復旧計画は、「第10章 災害復旧計画」に定めるところによる。



